

上野事務所ニュース

29年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

<http://www.sr-ueno.com/> E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

平成 29 年度 の保険料率等 のお知らせ

次の通りです。

1. 健康保険・介護保険料率の決定

①主な都道府県の平成 29 年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。

②介護保険料率は引上げられます。

2. 保険料の控除

保険料率の変更は、3 月分(4 月納付分)から変更となります。

給与計算では 4 月支払分よりご変更ください。

健康保険・介護保険料率()内は H28 年度の料率

	事業主負担	本人負担	合計
健 康 保 険	千葉 <u>4.945%</u> (4.965%)	<u>4.945%</u> (4.965%)	<u>9.89%</u> (9.93%)
	東京 <u>4.955%</u> (4.98%)	<u>4.955%</u> (4.98%)	<u>9.91%</u> (9.96%)
	埼玉 <u>4.935%</u> (4.955%)	<u>4.935%</u> (4.955%)	<u>9.87%</u> (9.91%)
	神奈川 <u>4.965%</u> (4.985%)	<u>4.965%</u> (4.985%)	<u>9.93%</u> (9.97%)
介護保険 (40~64 歳)	0.825%	0.825%	1.65%

2. 平成 29 年度国民年金の保険料月額

月額 16,490 円(平成 28 年度 16,260 円)となりました。

平成 29 年度の健康保険・介護保険料率、国民年金保険料月額、雇用保険率は、

3. 雇用保険率(国会の承認はこれから)

4 月より本人負担と会社負担が 0.1%ずつ引下げられる予定です。

【建設以外】 本人 : 0.3%、会社 : 0.6%

【建設】 本人 : 0.4%、会社 : 0.8%

65 歳超雇用推進助成金について

65 歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする 66 歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した場合に支給されます。

①	65 歳への定年引上げ	100 万円
②	66 歳以上への定年引上げまたは、定年の定めの廃止	120 万円
③	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入 66 歳～69 歳	60 万円
③	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入 70 歳以上	80 万円

【主な支給要件】

- 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- 高年齢雇用安定法の定年を定める場合の年齢の規定や高年齢者雇用確保措置の規定に違反していないこと。
- 支給申請日の前日において、1 年以上継続して雇用されている 60 歳以上の雇用保険被保険者が 1 人以上いること。
- これまで定年引上げの助成金をもらっていないこと。

労災保険特別加入 給付基礎日額の届け出時期について

れる場合は、次の2つのいずれかの時期に届け出ます。

①3月2日～3月31日の間に新年度分を変更

②年度更新時（7月10日）にその年度分を変更

◆注意点

②の場合、7月10日前に対象者に労災が発生するとその年度の給付基礎日額の変更はできません。

例) 平成28年度の給付基礎日額5,000円ですが、平成29年度の給付基礎日額を10,000円に変更する場合

①3月31日までに変更を届出

⇒4月1日以降いつ労災が発生しても平成29年度の給付基礎日額は10,000円。

②年度更新時に届出を行った場合

i. 4月1日～7月10日に労災発生
⇒平成29年度の給付日額は5,000円。

ii. 上記iの期間中に労災が発生せず
⇒平成29年度の給付基礎日額は10,000円。

3月中の変更を希望される方は上野事務所までご連絡ください。

Q&Aなぜなにどうして？

Q：1年に1回社会保険に入している者の標準報酬月額を見直す算定基礎届を年金事務所へ届出ますが、どのように保険料が決定されるのかよくわかりません。教えていただけますか？

A：算定基礎届は、標準報酬月額を現在の賃金に見合うものにするための届出です。社会保険料は、年金事務所に登録してある標準報酬月額に保険料率を掛けて計算します。

給付基礎日額の変更が3月2日からできます。
変更を希望さ

具体的には、被保険者の4、5、6月に支払われた3ヶ月間の賃金を保険者に届出て、9月からの1年間の標準報酬月額を決定します。

支払基礎日数が17日以上(パートタイマーの場合は15日以上)の月を計算に含めますので、この日数に満たない月は、金額にかかわらず計算から除外します。

以下のような例に該当する場合はご注意ください。

【例1】従前の保険料と変わらない

日給、時間給の方で賃金が少なかつたので1年間の保険料が低くなると思っていたのに、4、5、6月の出勤日数がいずれも16日以下(パートタイマーの場合は14日以下)であったため標準報酬月額の変更がされずに保険料が高いままになってしまった。

【例2】3カ月の内1カ月のみで決定

3カ月の内、4月のみ17日以上(パートタイマーの場合は15日以上)で5月と6月は16日以下(パートタイマーの場合は14日以下)であった場合、4月の賃金だけで標準報酬月額が決定されます(5月、6月は金額にかかわらず計算から除外されます)。4月はたまたま残業が多く金額が高かったため、従前の標準報酬月額より高くなってしまった。

【例3】年間の賃金を平均することによって算定基礎届を計算する方法があります。

①「通常の方法による算定」と②「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額による算定」を比べて2等級以上の差が生じた場合であって、“この差が業務の性質上例年発生することが見込まれる”場合(单年度のみなど、業務の一時的な繁忙期による報酬の増加等は対象外です。)、被保険者の同意があれば②により算定することができます。